

## 2. 高等学校における消費者教育

### 1. 民法の成年年齢引下げを踏まえた高等学校での消費者教育の充実

平成30（2018）年6月の民法の改正により2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人でも有効な契約をすることができるようになる一方、未成年者の取消権（保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる権利）が18歳でなくなります。このことを踏まえ、自立した消費者の育成や、若年者の消費者被害防止・救済のためにも、これまで以上に高等学校での消費者教育の指導の充実が求められます。

消費者教育については、平成24（2012）年12月13日から施行された「消費者教育の推進に関する法律」の基本理念において、消費者教育は、「消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれるよう行うこと」と示されています。今までも高等学校の「公民科」、「家庭科」で学習してきていますが、近年は、販売方法や決済方法も多様化、複雑化し、若年層での消費者トラブルも多くなってきています。

民法の成年年齢引下げに先立ち、平成30年改訂の高等学校学習指導要領では、成年年齢の引下げに伴う主権者教育、消費者教育の学習の充実が示されています。教科・科目においては、公民科の「公共」、「政治経済」、家庭科のうち共通教科「家庭」の「家庭基礎」、「家庭総合」、専門教科「家庭」の「消費生活」の科目において、消費者教育が位置付けられており、家庭科においては、契約の重要性や消費者保護の仕組みなどの実践的な内容の充実が求められています。

### 2. 高等学校学習指導要領（平成30年告示）における主な消費者教育の内容

#### 各学科に共通する各教科

科 目		内 容	
公 民	公共	B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち	ア（ア）多様な契約及び消費者の権利と責任※
	政治・経済	A 現代社会における政治・経済の諸問題	（1）現代日本の政治・経済
家 庭	家庭基礎	C 持続可能な消費生活・環境	（1）生活における経済の計画
			（2）消費行動と意思決定
			（3）持続可能なライフスタイルと環境
	家庭総合	C 持続可能な消費生活・環境	（1）生活における経済の計画
（2）消費行動と意思決定			
（3）持続可能なライフスタイルと環境			

※本文から関係用語を抜粋

#### 主として専門学科において開設される各教科

科 目		内 容	
家 庭	消費生活	（1）経済社会の変化と消費生活	
		（2）消費者の権利と責任	
		（3）消費者と行政、企業	
		（4）持続可能な社会を目指したライフスタイル	
		（5）消費生活演習	